

償却資産の申告は

2月2日(月)までにお願ひします



平成21年1月1日現在、市内に償却資産を所有している方は、申告が必要となります。申告期限は、2月2日(月)です。税務課資産税係へ郵送または直接提出してください。

償却資産とは

法人や個人で事業を営む方が、事業のために使用している有形固定資産で、構築物(看板、舗装など)、機械・装置、運搬具、備品などを指します。また、税務会計上、減価償却の対象となる資産が償却資産です。ただし、自動車税・軽自動車税の対象となる資産や、営業権・特許権などの無形固定資産を除きます。

償却資産の評価方法が変わります

これまで、償却資産の価格は、評価額と帳簿価額を比較していずれか高い方を決定価格としていました。しかし、地方税法の一部が改正されたことにより、平成20年度から評価額が決定価格となっています。

ます。これに伴い、償却資産申告書の様式も帳簿価額欄が削除されましたので、電子申告により申告される方は、帳簿価額の計算は必要ありません。

また、平成20年度税制改正において、償却資産の一部で耐用年数の見直しが行われました。これにより、平成21年度から償却資産の評価額計算には、新耐用年数が適用されます。なお、耐用年数の見直しが行われた資産の範囲と新旧耐用年数表は、市ホームページの税務課資産税係からダウンロードできますので、参考してください。

申告方法

前年度も申告をされた方は増減資産と耐用年数の改正された資産の申告を、新規で申告される方は、全資産の申告を所定の用紙で提出してください。

詳しくは、税務課資産税係内線176〜179へ。

土岐市レジ袋有料化 推進協議会からのお知らせ



土岐市レジ袋有料化推進協議会では、地球温暖化防止とごみの減量を目的として10月1日からレジ袋の無料配布中止・有料化を推進しています。

「無駄なものもらわない、家庭に持ち込まない」ためにも、お買い物の際には、「マイバッグ」を持参することは、誰もができる環境保全運動です。

マイバッグ買い物マナー

「無駄なものもらわない、家庭に持ち込まない」ためにも、お買い物の際には、「マイバッグ」を持参することは、誰もができる環境保全運動です。

○マイバッグは、折り畳んだまま買い物をお願いします。

○買い物には、店に備え付けの買い物力ゴを使いましょう。

この豊かな土岐市の自然環境を、次世代に引き継ぐためにも、ぜひ実践しましょう。

○マイバッグは、レジ袋の替わりです。マイバッグは、レジに置いてから使いましょう。

「東濃地域におけるレジ袋大幅削減に向けた取組みに関する協定書」では、レジ袋の辞退率80%以上の達成を目標にしていますが、10月の集計では、市民の皆さん、事業者の皆さんのご理解、ご協力の下、約90%の辞退率を達成できました。

○レジでは、勇気を持ってハッキリとレジ袋を断りましょう。

○車の中、かばんの中、いつでも、どこでもマイバッグを忘れないようにしましょう。

今後さらにこの運動を推進

詳しくは、環境課(内線251)へご連絡。